

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 外来生物の定義の改正

外来生物の定義に、外来生物が交雑することにより生じた生物を含めること。
(第二条関係)

第二 放出等の禁止の例外

一 特定外来生物に係る特定飼養等施設の外での特定外来生物の放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）の禁止の例外として、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けて放出等をする場合及び防除に係る放出等をする場合を定めること。
(第九条及び第九条の二関係)

二 主務大臣は、放出等の許可を受けた者がこの法律等に違反した場合において、当該許可を取り消すことができるものとする事。
(第九条の三第二項関係)

三 主務大臣は、主務大臣の認定を受けた者が行う防除を目的とする特定外来生物の放出等が主務大臣が公示した事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収等を命じることができるものとする事。
(第二十条第三項関係)

第三 措置命令等の対象の拡充

主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等、放出等の禁止の規定又は放出等の許可の

条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加すること。
(第九条の三第一項関係)

第四 所有者等不明の土地への立入り等の手続の整備

主務大臣等は、その職員に土地又は水面への立入り等をさせるための土地所有者等への通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地等の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならぬこととし、この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなすものとする。

(第十三条第四項関係)

第五 輸入品等の検査等の創設

一 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等は無償で集取させることができるものとする。

(第二十四条の二第一項関係)

二 一による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対してこれを消毒し、若しくは管理をする者に対してこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができるとすること。
(第二十四条の二第二項関係)

三 二による命令の手續及び基準は、主務大臣が主務省令で定めることとともに、その基準を定めるときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。
(第二十四条の三関係)

四 二による命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができないものとする。
(第二十四条の四関係)

第六 罰則

一 偽りその他不正の手段により特定外来生物の放出等の許可を受けた者等は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
(第三十二条関係)

二 許可の条件に違反して特定外来生物の放出等をした者等は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰

金に処し、又はこれを併科すること。

(第三十三条関係)

三 その他所要の罰則を整備すること。

第七 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする
こと。(附則第五条関係)

四 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)について所要の改正を行うこと。

(附則第六条関係)